

## 平成28年度島原半島ジオパーク学術研究奨励事業募集要領

島原半島ジオパーク地域を対象とした学術調査及び研究を支援し、島原半島ジオパークの学術資料の蓄積を図るため、学生、若手研究者等を対象に調査研究費を助成します。

### 1 補助対象研究

次に掲げる、島原半島ジオパークに関する地質・地形調査研究及びその活用方法、地質・地形遺産およびそれに関わる地域資源を活用した地域社会の活性化に関する調査研究で、大学生、大学院生、若手研究者等が行う研究に関するもの

- (1) ジオサイト等における地質・地形調査研究等（自然科学分野）
- (2) 地域づくりおよび地域経済に関わる調査研究
- (3) その他島原半島ジオパーク協議会長が補助対象となると認めた調査研究

### 2 補助対象者

- (1) 原則として35歳までの大学生、大学院生、若手研究者等（グループによる応募も可。グループの場合は、主たる研究者が35歳までであること。）
- (2) 平成29年3月10日（金）までに実績報告書の提出が可能な方

### 3 補助金の額等

#### (1) 補助金の額

予算の範囲内で グループ：1件あたり上限20万円

個人：1件あたり上限10万円

ただし、補助対象研究は、1補助対象者につき1件とします。

#### (2) 補助対象経費

- ①調査研究地までの交通費及び原則島原半島内での宿泊費（飲食等を除く。）
- ②調査研究に係る事務経費
- ③その他島原半島ジオパーク協議会長が必要と認めた経費

### 4 応募の方法

次の書類を直接事務局まで持参するか、又は郵送してください。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 島原半島ジオパーク補助金交付申請書（様式第1号）  | 1部 |
| ② 収支予算書                     | 1部 |
| ③ 島原半島ジオパーク学術研究実施計画書（様式別1号） | 1部 |
| ④ 補助研究収支予算（決算）明細書           | 1部 |
| ⑤ 研究者等略歴（これまでの研究実績を含む。）     | 1部 |
| ⑥ 研究グループ名簿（グループの場合）         | 1部 |
| ⑦ 在学（在籍）証明書（大学等に在籍している場合）   | 1部 |

■ 申込先、問い合わせ先： TEL 0957-65-5540 FAX 0957-65-5542

〒855-0879 島原市平成町1-1 雲仙岳災害記念館内

島原半島ジオパーク協議会事務局 E-mail: info@unzen-geopark.jp

■様式等：島原半島ジオパークのホームページに掲載します。

<http://www.unzen-geopark.jp/>

## 5 応募締切 平成28年7月1日（金）

## 6 審査

島原半島ジオパーク協議会長が、教育保全委員会で意見を聞いて、補助金交付を決定し、7月中に通知します。

## 7 実績報告等

補助研究が完了後、次の書類とその得られた研究成果をまとめた論文や報告書を平成29年3月10日（金）までに提出してください。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ①島原半島ジオパーク補助事業実績報告書（様式第9号） | 1部 |
| ②収支決算書                     | 1部 |
| ③島原半島ジオパーク学術研究実施報告書（様式別2号） | 1部 |
| ④補助研究の収支決算明細書              | 1部 |

## 8 補助金の支払い

実績報告書を精査して、補助金の額を確定し支払います。ただし、補助金の確定前に一部支払いを希望する場合は、概算払請求によりの交付決定額の半額を上限として請求することができる。

## 9 その他

- ① 補助金の交付に関する詳細については、「島原半島ジオパーク補助金交付要綱」に定めます。
- ② 補助金の交付を受けた研究については、年度途中において中間報告書（経過報告）の提出を行ってください。
- ③ 論文の作成にあたっては、研究費の助成を受けたことを明記してください。論文を公表した場合は、掲載された論文集を協議会に提出してください。
- ④ 島原半島ジオパーク学術研究終了後、次年度の所属先と連絡可能な連絡先をご連絡ください。
- ⑤ 補助金の支払いは原則として申請者口座への振込みにより行います。支払の際に大学等の会計を経由しなければならぬ方は、申請の際に大学等の会計担当者を取扱者（振込先）として併記してください。
- ⑥ 過去に学術研究奨励事業による補助を受けた者であっても再度補助申請を行うことができる。